

意見書案第3号

不適切な統計調査等に基づく消費税の増税の撤回を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	勝又光江
	〃	宗田裕之
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	片柳進

不適切な統計調査等に基づく消費税の増税の撤回を求める意見書

昨年12月以降、厚生労働省が実施する毎月勤労統計調査において、500人以上規模の事業所は全数調査とすべきところ、平成16年以降の東京都では一部抽出調査によっていたこと、平成30年の調査対象の入替え方法の変更等により、賃金の伸び率が上振れしやすくなっていたことなど、不適切な統計調査が行われてきたことが判明した。

これにより、毎月勤労統計調査を基に給付水準が算定される雇用保険や労災保険の過少給付などの問題が生じているだけでなく、厚生労働省が発表してきた実質賃金の伸び率について修正されるべきことが明らかになった。

さらに、昨年12月に発表された2018年7月から9月期のGDP成長率は前期比0.3%減とマイナスに転じ、GDPの6割を占める個人消費は0.1%減になるなど、消費不況の深刻さが表れている。

昨年10月、内閣総理大臣は経済の成長を理由に、本年10月から消費税を増税することを決定したが、これらに鑑みるとその根拠が失われているといえる。

また、消費税の増税により、本市の水道料金、下水道使用料、バス料金等に転嫁される額は年間約11億円と試算することができ、市民生活に多大な負担を課すことになる。

よって、国におかれては、不適切な統計調査等に基づき決定された消費税の増税を撤回されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣